

高額な医療費を支払った場合（高額療養費）について 国保課 電話(32)6425

医療機関に支払った1カ月の自己負担額（保険外医療行為、差額ベッド代、食事代などを除く）が自己負担限度額を超えた場合、申請により超えた額が高額療養費として支給されます

自己負担額の計算方法について

1カ月ごとに次の通り計算します

- 70歳未満の方は、次の①～④の通りに自己負担額を分け、21,000円以上のもののみ合算
①受診者ごと ②医療機関ごと（院外処方箋による調剤分は処方箋を出した医療機関に合算する） ③通院、入院ごと ④医科、歯科ごと
- 70歳以上75歳未満の方は、金額に関係なく合算できます。ただし、外来のみの場合は、受診者同士で合算することはできません（国保と後期高齢者医療制度など加入する健康保険が別の場合も合算できません）
- 月の途中で75歳の誕生日を迎えることにより後期高齢者医療制度に加入する方は、加入する月の自己負担限度額が国保・後期高齢者医療制度とも1/2に調整されます

支給の手続きについて

- 支給対象者への通知
診療月の3カ月後を目途に申請のお知らせをお送りします。医療機関からの診療報酬明細書の提出状況によっては、通知が遅れる場合があります
- 申請方法
郵送または国保課（市役所1階10番窓口）、勇払・のぞみ・沼ノ端出張所窓口で申請
- 窓口申請の際に必要なもの
保険証、印かん、領収書原本、世帯主の振込先口座番号が分かるもの
※郵送申請の場合、領収書原本は支給決定通知書に同封し、お返しします

限度額適用認定証の交付手続きについて

国保課（市役所1階11番窓口）で手続きできます。保険証と印かんをご持参ください

自己負担限度額について

* 70歳未満

所得区分	旧ただし書き所得※1	1カ月の自己負担限度額（世帯単位）	
		3回目まで	4回目以降※3
上位所得※2	901万円超	252,600円+（医療費総額-842,000円）×1%	140,100円
	600万円超901万円以下	167,400円+（医療費総額-558,000円）×1%	93,000円
一般	210万円超600万円以下	80,100円+（医療費総額-267,000円）×1%	44,400円
	210万円以下	57,600円	44,400円
住民税非課税		35,400円	24,600円

* 70歳以上75歳未満

所得区分	住民税課税所得	1カ月の自己負担限度額	
		外来（個人単位）	外来+入院（世帯単位）
現役並み	Ⅲ 690万円以上	252,600円+（医療費総額-842,000円）×1%	140,100円
	Ⅱ 380万円～690万円未満	167,400円+（医療費総額-558,000円）×1%	93,000円
	Ⅰ 145万円～380万円未満	80,100円+（医療費総額-267,000円）×1%	44,400円
一般	145万円未満等	18,000円（年間上限額144,000円）（8月～翌年7月までの累計額）	57,600円
低所得	Ⅱ 住民税非課税世帯Ⅰ以外	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税非課税世帯で所得が一定以下	8,000円	15,000円

- ※1 国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得です
- ※2 所得の申告をしていない方がいるなど、世帯の総所得が確認できない場合は、【上位所得】として取り扱うこととなります
- ※3 同一世帯において、過去12カ月間に高額療養費の該当が既に3回あった場合、4回目から軽減された限度額になります

70歳未満の方と、「低所得」「現役並みⅠ」「現役並みⅡ」の方は、**限度額適用認定証**が必要です！

入院や高額な外来診療を受ける時は、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、その医療機関での支払が自己負担限度額までとなります。70歳未満の方と、「低所得」「現役並みⅠ」「現役並みⅡ」の方は限度額適用認定証の提示が必要です。

知っていますか？ 街区基準点 開発管理課 電話(32)6460

街区基準点とは

街区基準点とは、都市部における地籍調査を推進するため、国土交通省が「都市再生街区基本調査」の一環として、平成16年度より全国の人口集中地区（平成12年DID地区）に設置した精度の高い公共基準点です。地籍調査の測量だけでなく、公共工事や土地分筆などの測量の基準としても活用され、災害時の早期復旧にも貢献しています
苫小牧市においては平成20年4月から国土交通省より移管を受け723点を管理し、「成果表・点の記」についての情報提供を行っています

街区基準点の種類

街区基準点には、街区三角点（約500m間隔）、街区多角点（約200m間隔）があります
※公共基準点の使用および付近での工事には市に届け出などが 필요합니다。街区基準点の保全をお願いします



街区三角点 街区多角点

苫小牧測量設計業協会から

苫小牧測量設計業協会では定期的に都市基準点の状況を自主的に調査し、市に報告しております。このたびその調査結果を取りまとめた「基準点現況調査報告書」が市に提出されました

